○国土交通省告示第千百七十三号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十六年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3—505	電気溶接機	DAT—200×2LSE	デンヨー㈱
3—506	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	SRD—2000HG	三和機工㈱
3—507	発動発電機（溶接機併用）	DGW400DMC—I	㈱やまびこ
3—508	パイプロハンマ（単体）	SR—30	調和工業㈱

○国土交通省告示第千百七十四号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十五条一項の規定に基づき申請（変更年月平成二十六年五月十二日）を承認したので、同条二項に基づき平成二十六年国土交通省告示第三百三十七号の一部を次のとおり改正する。

平成二十六年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表「3—468」欄中「30HFV—S（油圧ユニット650CO）」に「、20HFV（油圧ユニット550CO）」を加える。

○国土交通省告示第千百七十五号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十六年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3—72	3—3TNV80F	ヤンマー㈱

○関東地方整備局告示第四百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	茨城県猿島郡五霞町大字幸主字川原五七一番一から同町大字江川字沖ノ内二五七二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十九日

○北陸地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新発田市小舟町三丁目三〇三番一から同市中田町一丁目一一五四番まで	前	一九・七〇～二八・七三メートル　一一・〇一二キロメートル
	後	二一・〇四～四五・五〇メートル　一一・〇一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県下伊那郡阿智村智里二七六九番一地内	前	一四・四六～三六・六三メートル　〇〇・〇四五キロメートル
	後	一四・四六～三九・九六メートル　〇〇・〇四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号	長野県下伊那郡阿智村智里二七六九番一地内	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十九日

○近畿地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

近畿地方整備局長　森　昌文